

給付金のお知らせ



市 HP

令和6年6月から行われている定額減税において、減税しきれないと見込まれる方に対して、控除不足分を調整給付として支給します。

また、物価高への支援として住民税非課税世帯および住民税均等割のみ課税世帯を対象に給付金を支給します。

1. 定額減税補足給付金

☎社会福祉係 Tel 74-8103

納税者および同一生計配偶者または扶養親族1人につき、4万円（令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円）の定額減税が行われますが、減税しきれないと見込まれる方に対して「定額減税補足給付金」が支給されます。

対象

- ・所得税と個人住民税所得割の両方または一方が課税されており、定額減税しきれないことが見込まれる方
- ・合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみの方の場合、給与収入が2,000万円以下である方）である方



定額減税についての詳細は、広報すながわ5月1日号（4～5ページ）または市ホームページをご確認ください。



広報すながわ



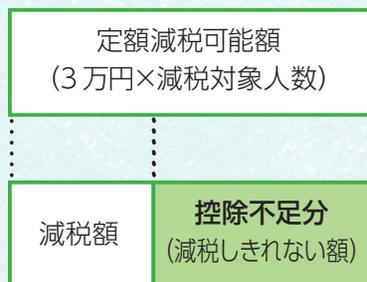
市 HP

支給金額

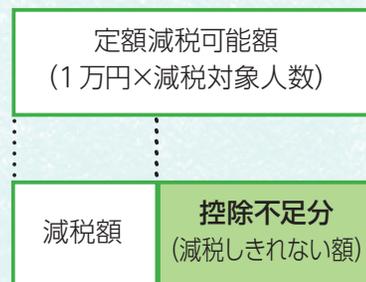
次の(1)と(2)の合算額を、1万円単位に切り上げた額です。

- (1) 所得税分定額減税可能額（3万円×減税対象人数）－ 令和6年分所得税額（令和5年分所得税額から推計）
- (2) 個人住民税所得割分定額減税可能額（1万円×減税対象人数）－ 令和6年度分個人住民税所得割額

令和6年分 所得税



令和6年度 個人住民税(所得割)



合算



※減税対象人数とは、納税義務者本人+控除対象配偶者+扶養親族の数（国内居住者に限る）

※令和6年分所得税額が確定後、当初の給付額に不足が生じた場合には、令和7年度以降に追加で給付する予定です

支給方法

振込口座などを確認するための「確認書」を7月より順次郵送しますので、必要事項を記入のうえ返送してください。確認書を受領してからおおむね3週間後に振り込みます。

令和6年度

2. 住民税非課税世帯および住民税均等割のみ課税世帯への給付金

圏社会福祉係Tel 74-8103

対 象

令和6年6月3日時点で砂川市に住民登録がある世帯のうち、以下のいずれかに該当する世帯

- ・世帯全員が「令和6年度住民税非課税」である世帯
- ・世帯全員が「令和6年度住民税均等割のみ課税」である世帯
- ・「令和6年度住民税非課税」の方と「令和6年度住民税均等割のみ課税」の方で構成される世帯

支給金額

1世帯あたり10万円

支給方法

振込口座などを確認するための「確認書」を7月より順次郵送しますので、必要事項を記入のうえ返送してください。確認書を受理してからおおむね3週間後に振り込みます。



次の世帯は支給されません

- ・住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯
- ・令和5年度に住民税非課税世帯に対する7万円の給付を受けた世帯および住民税均等割のみ課税世帯に対する10万円の給付を受けた世帯（未申請または支給を辞退した世帯を含む）

3. 子ども加算給付金

圏子育て支援係Tel 74-8369

対 象

上記10万円給付の対象となる世帯のうち、世帯員に平成18年4月2日以降に生まれた子どもがいる世帯

支給金額

子ども1人あたり5万円

支給方法

振込口座などを確認するための「確認書」を7月より順次郵送しますので、必要事項を記入のうえ返送してください。確認書を受理してからおおむね3週間後に振り込みます。

※次の世帯は申請が必要です

- ・令和6年6月4日以降に生まれた子どもがいる世帯（対象となる可能性のある世帯に申請書を郵送します。）
- ・令和6年6月3日時点で、単身で学校の寮で生活している場合など、住民票上で別世帯の子どもの生計を維持している世帯（該当する場合は子育て支援係Tel 74-8369までお問い合わせください。）



特別な配慮を必要とする方への対応

DV（配偶者暴力）などを理由に避難している方で、基準日において砂川市に住民登録がないものの一定の要件を満たし、避難者（その同伴者含む）が支給対象世帯に該当すると認められた場合、受給権者として支給を受けることができます。

※定額減税補足給付金については適用されません。

